

# 田布施町まちづくり推進協議会備品管理規程運用指針

## 1 目的

この運用指針は、田布施町まちづくり推進協議会備品管理規程(以下「管理規程」という)第10条の規定に基づき、地域ごとの特色あるイベント及び地域ふれあい活動(以下「イベント等」という)に対する備品(管理規程第2条に規定する備品をいう。以下同じ)の貸出し及び管理について、管理規程に定めるもののほか、管理規程の解釈及び必要事項を定めることを目的とする。

## 2 例外的な貸出しの例示

管理規程第3条第1項第2号に規定する「前号に定めるもののほか会長が特に必要と認めたとき」とは、おおむね次のような場合をいう。

- (1) 田布施町が主催する行事等に対して備品を貸し出す場合
- (2) 田布施町が加入する一部事務組合が当該団体の業務について理解を広めるために町内外で開催する行事に対して備品を貸し出す場合
- (3) 国や山口県またはそれらが関与する公益法人が当該団体の業務について理解を広めるために町内で開催する行事に対して備品を貸し出す場合
- (3) 災害等緊急を要する事態に対応するため田布施町に対して一時的に備品を貸し出す場合
- (4) 田布施町内に所在する社会教育団体や社会体育団体が、合宿や親睦行事等参加者が当該団体構成員に限定され、かつ極めて短期間の町外での行事に使用するための備品を貸し出す場合。ただし、この場合、他の申請者への貸出しに著しく支障をきたさない範囲での貸出しとする。

## 3 貸出しの対象外となる目的の定義

管理規程第3条第2項に規定する「営利又は政治的若しくは宗教的な活動」とは、おおむね次のような活動をいう。

- (1) 営利活動 主に営利法人が財産上・金銭上の利益を得る目的で行う活動(貸出しを受けた備品を使用する場所において金銭等の授受がないものの、将来的に財産上・金銭上の利益を得る目的での広告活動とみなされるものを含む)、または当該法人が専ら自らの用のために行う活動。ただし、当該備品の使用目的が管理規程第3条第1項第1号の趣旨に限定され、かつ、当該備品が使用されるイベント等が、営利を目的としない団体によって運営されている場合を除く。
- (2) 政治的活動 政治上の主義を推進し、支持し、若しくはこれに反対することを目的とする活動、又は、公職選挙法に規定する公職にある者(候補者を含む。)若しくは政党を推薦し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (3) 宗教的活動 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動、またはこれらを周知する活動

## 4 貸出しの対象外となる団体の定義

備品貸出申請書に申請者として記載された団体・事業所が、管理規程第3条第1項第1号の該当団体であると自称する場合であっても、次に定める団体に該当する場合は、備品貸出しの対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員)の統制下にある団体
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体

## 5 貸出申請書の受付期間

貸出申請書は、イベント等の実開催予定日の初日が属する月の6月前の月の1日（当該1日が土曜日・日曜日・祝日・年末年始である場合は、翌事務取扱日）午前8時30分から受付を開始するものとする（貸出申請書の提出に先立って、あらかじめ電話等により備品貸出しの予約を行う場合もこの規定に準じる。この場合、電話等による予約を行ってから2週間以内に貸出申請書を提出しなければならないものとする）。ただし、次のイベント等については、その主催団体からの貸出申請書の受付開始期日を繰り上げるなど、全ての備品について当該主催団体への貸出しを優先することができるものとする。

イベント等名	主催団体	貸出しを優先する期間
たぶせ 桜まつり	桜まつり実行委員会	開催予定日の前3日から後2日まで
たぶせ スポーツまつり	たぶせ スポーツまつり実行委員会	開催予定日の前3日から後3日まで

## 6 備品の貸出し期間の制限

備品の貸出しは、原則としてイベント等の実開催予定日の前3日から後2日までの期間以内とする。ただし、当該イベント等の特性により長期間貸出しを要する場合や、備品の特性により準備または後片づけ等に相当の日数を要すると認められる場合は、他の申請者への貸出しに著しく支障をきたさない範囲で、貸出し期間の延長を認めるものとする。

## 7 備品の貸出し台数の制限又は調整等

これまでの貸出し状況から、イベント等が重複することが予想され、かつ、協議会以外から貸出しを受けることが困難であると認められる備品にあつては、貸出し台数を制限又は調整することができるものとし、これらの方法でも調整しがたい場合は抽選により貸出し団体を決定することができるものとする。ただし、イベント等の実開催予定日の初日が属する月の3月前の1日（当該1日が土曜日・日曜日・祝日・年末年始である場合は、翌事務取扱日）以降は当該制限又は調整若しくは抽選を行わないものとする。

## 8 備品の管理

協議会事務局は、備品を常に良好な状態で貸出しできるよう整備に努めるものとする。